

稚内労働基準監督署・稚内公共職業安定所からのお知らせ

10月は労働保険  
適用促進月間です

## 社長さん あなたの義務です 労働保険

労働保険は農林水産省の一部を除き、労働者を一人でも雇用する事業について加入が義務付けられて以来、加入事業所数は増加を続けてきましたが、昨今の厳しい経済状況の影響もあって、ここ3年連続で前年度末を下回る結果となっています。

このような状況の中、現在においても依然として小規模零細事業を中心として、相当数の未手続事業が残されています。

このため、厚生労働省では、未手続事業解消のための一環として、例年10月を「労働保険適用促進月間」と定め、全国的に広報活動を展開して、労働保険制度の一層のご理解をいただくこととしました。

労働保険は、労働者の生活の安定、福祉の増進等を図ることを目的に、政府が直接管理運営している保険です。

労働者が安心して働ける職場となるよう、まだ労働保険に加入していない事業主の方は、速やかに労働基準監督署又は公共職業安定所（ハローワーク）で加入手続きをしてください。

詳しくは、

- 稚内労働基準監督署第2課  
稚内市末広3丁目3-1  
☎0162-23-3833

又は

- 稚内公共職業安定所管理課  
稚内市末広4丁目1-25  
☎0162-23-1120

# 情報 インフォメーション

## 稚内検察審査会からの お知らせ

ご存知ですか？  
検察審査会

交通事故、詐欺、おどしなどの犯罪の被害にあったのに、検察官がその事件を裁判にかけてくれないのは納得できない。このような人のために、検察官のした処分が正しかったかどうかを審査するのが検察審査会です。

審査についての相談や申し立ての費用は無料で、秘密は固く守られます。

審査は、選挙権を有する一般国民の中から「くじ」で選ばれた11人の審査員によって行われます。あなたもいつかこの審査員に選ばれることがあるかもしれません。選ばれたときは、国民の代表としてこの仕事にご協力をお願いします。

詳しくは、

- 稚内検察審査会事務局  
☎0162-33-5289

までお問い合わせください。

## 恩給欠格者 引揚者の皆さまへ

旧軍人などで恩給等を受けていない恩給欠格者の方（該当する者の遺族の方を含む）、終戦に伴い本邦以外の地域から引き揚げてこられた方に内

閣総理大臣名の書状等を贈呈しています。

なお、引揚者の請求期限は平成17年3月31日となっています。

請求書類は、役場町民課福祉住民係の窓口においてあります。（既に請求された方は再度請求する必要はありません）

資格要件などの詳しいお問い合わせは、

- 独立行政法人  
平和祈念事業特別基金まで  
☎0120-234-933  
HPアドレス  
<http://www.heiwa.go.jp>

## 2005年農林業センサス が実施されます

農林水産省では、平成17年2月1日現在で、農林業の国勢調査といわれる「2005年農林業センサス」を実施します。この調査は、我が国の農林業・農山村地域の実態を明らかにする最も基本的な調査です。

1月中旬から調査員が農林業関係者の方々を訪問して、調査票に農林業の経営状況などの記入をお願いします。

調査票に記入された事項については、統計以外の目的には使用されませんので、ご協力をお願いいたします。

- 詳しくは、  
役場振興課企画広報係まで  
☎5-1111 内線224